(R7.4～)　　令和　　年　　月　　日

保 護 者 様

年　組 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

静岡市立　　学校長

感染症による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の疾病（○印）にかかっているか、またはその疑いがあります。
つきましては、学校保健安全法第１９条の規定により、出席停止をしてください。
なお、病気が治りましたら、下の登校許可証明書を医師に記入してもらい、学級担任へご提出ください。

種	○印	感　染　症　名	出席停止の期間の基準 （ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない）
1		病名（　　）	治癒するまで。
2		インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで。
		百日咳	特有の咳（せき）が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日間を経過しかつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘(水疱瘡)	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
		結核	症状により医師が感染のおそれがないとみとめるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないとみとめるまで。
3		コレラ	症状により医師が感染のおそれがないとみとめるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症（　　）	

※　学校保健安全法19条には、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

※　第２種のインフルエンザについては、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等を除くこととします。

登校許可証明書

学校長　様

年　　組 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（保護者記入）

1　病名を記入または、○で囲んでください。

第一種	病名（　　）
第二種	~~インフルエンザ~~　百日咳　麻しん　流行性耳下腺炎　風しん　水痘　咽頭結膜熱　結核
第三種	コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症　腸チフス　パラチフス　流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎　その他の感染症（　　）

2　停止期間　　月　　日から　　月　　日まで

上記の者の病気は感染するおそれがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医 師 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印